

健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

平成19年6月に公布されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、都道府県、市町村及び特別区は毎年度、決算に基づき健全化判断比率を算定することとなりました。

また、地方公営企業を経営する地方公共団体の長は、同様に資金不足比率を算定します。

これらの比率は、監査委員の審査に付した上で、その意見を付けて議会へ報告するとともに、町民の皆様に公表することとなりました。

以下、令和2年度決算に基づく本町の健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率を次のとおり公表します。

1 健全化判断比率

区分	比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	(注1) -%	14.49%	20.0%
連結実質赤字比率	(注1) -%	19.49%	30.0%
実質公債費比率	8.7%	25.0%	35.0%
将来負担比率	27.7%	350.0%	

2 資金不足比率

会計名	比率	経営健全化基準	財政再生基準
病院事業会計	(注2) -%	20.0%	
上水道事業会計	(注2) -%		
下水道事業特別会計	(注2) -%		
簡易水道事業特別会計	(注2) -%		

(注1) 赤字が発生していないためーと表示しています。

(注2) 資金不足が発生していないためーと表示しています。